

指定小児慢性特定疾病医療機関指定要領

平成26年11月10日

宮崎県健康増進課

第1 指定・更新の申請及び変更の届出の事務

1 指定の申請

- (1) 法第19条の9第1項の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関（以下「指定医療機関」という。）の指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）からの児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第7条の29項に規定する申請書（以下「申請書」という。）は、別紙様式1とし、宮崎県知事（以下「知事」という。）へ提出すること。
- (2) 知事は、所要の審査を行ったうえで、審査した結果の通知を、別紙様式4により速やかに申請者へ通知することとする。なお、指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とし、指定の決定をした日がその属する月の初日であった場合、当月からの指定とする。

ただし、新規に開設する医療機関又は薬局については、指定医療機関の指定日を健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関及び同号に規定する保険薬局の指定日と同日として差し支えない。

2 変更の届出

- (1) 指定医療機関は、その名称及び所在地その他規則第7条の34に定める事項に変更を生じた場合は、法第19条の14及び規則第7条の35の規定に基づき、変更の届出（以下「変更届出」という。）を別紙様式2により知事に提出すること。
- (2) 知事は、変更届出のあった事項について所要の確認を行ったうえで、内容に不備がある場合には質問や指導を行うこととする。

3 指定の更新

- (1) 法第19条の10の規定に基づき指定医療機関の更新をしようとする者（以下「更新申請者」という。）からの指定医療機関に係る指定の更新に関する申請書（以下「更新申請書」という。）は、別紙様式3とし、知事に提出すること。
- (2) 知事は、所要の審査を行ったうえで、審査した結果の通知を、別紙様式5により速やかに更新申請者へ通知することとする。

4 その他

- (1) 知事は、指定医療機関に対して、法第19条の11の規定により、指定小児慢性特定疾病医療機関療養担当規程（平成26年厚生労働省告示第466号。以下「療担当規程」という。）に定めるところにより良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援を提供するための体制整備に努めるとともに、変更届出等の必要な手続について、提出漏れが生じないように指導を行うこととする。特に有効期間の満了を迎える指定医療機関に対しては、その旨を連絡し、更新申請の手続が円滑に行われるよう取り

組むこととする。

- (2) 知事は、指定医療機関の指定（更新を含む。以下この項において同じ。）、名称等の変更、指定の辞退並びに指定の取消しがあった場合は、法第 19 条の 19 の規定に基づき公示し、小児慢性特定疾病医療費の支給認定の対象となっている小児慢性特定疾病児童等、その保護者及びその他関係機関等に対して、ホームページや広報を通じて広く周知することとする。
- (3) 指定医療機関は、規則第 7 条の 36 に基づき、①当該医療機関の業務を休止し、廃止し、又は再開したとき、②医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 24 条、第 28 条若しくは第 29 条、健康保険法第 95 条又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 72 条第 4 項若しくは第 75 条第 1 項に規定する処分を受けたとき、のいずれかに該当する場合は、速やかに知事に届け出（任意様式）ること。

第 2 審査（確認）

- 1 審査（確認）については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断することとする。
 - (1) 療担規程に基づき、懇切丁寧な小児慢性特定疾病医療が行える医療機関又は事業所であること。
 - (2) 病院及び診療所にあつては、健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関であり、標榜科が示されていること。また、専門医師の配置、設備の状況からみて、小児慢性特定疾病医療支援の実施に当たり、十分な能力を有する医療機関であること。
 - (3) 薬局にあつては、健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険薬局であること。
 - (4) 訪問看護ステーションにあつては、健康保険法第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者が行う事業所であること。
- 2 次に掲げる事項に該当していないかを審査（確認）することとする。
 - (1) 申請者について、「拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者」の該当の有無。
 - (2) 申請者について、「この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者」の該当の有無。

「この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの」とは、次の①～④に掲げるものである。

 - ①医師法（昭和 23 年法律第 201 号）
 - ②歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）
 - ③保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）
 - ④医療法
 - ⑤身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）
 - ⑥精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 213 号）
 - ⑦生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）
 - ⑧社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
 - ⑨医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

- ⑩薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）
 - ⑪老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
 - ⑫社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）
 - ⑬介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
 - ⑭児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）
 - ⑮児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）
 - ⑯障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
 - ⑰就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）
 - ⑱障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）
 - ⑲子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
 - ⑳再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）
 - ㉑国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。第 12 条の 5 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。）
 - ㉒㉑難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）
 - ㉓民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号）
 - ㉔臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）
- （3）申請者について、「労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者」の該当の有無。
- 「労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの」とは、次の①～③に掲げるものである。
- ①労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 117 条、第 118 条第 1 項（同法第 6 条及び第 56 条の規定に係る部分に限る。）、第 119 条（同法第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項及び第 37 条の規定に係る部分に限る。）及び第 120 条（同法第 18 条第 7 項及び第 23 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 121 条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 44 条（第 4 項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）
 - ②最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 40 条の規定及び同条の規定に係る同法第 42 条の規定
 - ③賃金の支払の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）第 18 条の規定及び同条の規定に係る同法第 20 条の規定
- （4）申請者について、「法第 19 条の 18 の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して 5 年を経過しない者（当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であつた者で当該取消の日から起算して 5 年を経過しない

ものを含み、当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前 60 日以内に当該者の管理者であった者が当該取消の日から起算して 5 年を経過しないものを含む。)」の該当の有無。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となった事実及び当該事実に関して当該指定医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして規則で定めるものに該当する場合を除く。

「指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして規則で定めるもの」とは、具体的には、厚生労働大臣又は都道府県知事等が法第 19 条の 16 第 1 項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定医療機関による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定医療機関が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定医療機関が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

- (5) 申請者について、「法第 19 条の 18 の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日（(7)において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第 19 条の 15 の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき」の該当の有無。

なお、知事による聴聞決定予定日の通知は、法第 19 条の 16 第 1 項の規定による検査が行われた日（以下「検査日」という。）から 10 日以内に、当該検査日から起算して 60 日以内の特定の日を通知するものとする。

- (6) 申請者について、「法第 19 条の 16 第 1 項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第 19 条の 18 の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として規則で定めるところにより知事が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に法第 19 条の 15 の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき」の該当の有無。

なお、知事による聴聞決定予定日の通知は、法第 19 条の 16 第 1 項の規定による検査が行われた日（以下「検査日」という。）から 10 日以内に、当該検査日から起算して 60 日以内の特定の日を通知するものとする。

- (7) (5) に規定する期間内に法第 19 条の 15 の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者について、「通知日前 60 日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき」の該当の有無。

- (8) 申請者について、「指定医療機関の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき」の該当の有無。
- (9) 申請者について、「法人で、その役員等のうちに(1)から(8)までのいずれかに該当する者のあるものであるとき」の該当の有無。
- (10) 申請者について、「法人でない者で、その管理者が(1)から(8)までのいずれかに該当する者であるとき」の該当の有無。

3 知事は、第1の1の申請があった場合において、次の(1)～(4)に掲げる事項のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしないこととすることができる。

(1) 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は規則で定める事業所若しくは施設でないとき。

「規則で定める事業所若しくは施設」は、訪問看護ステーションとする。

(2) 当該申請に係る病院若しくは診療所若しくは薬局又は申請者が、小児慢性特定疾病医療費の支給に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて法第19条の13の規定による指導又は法第19条の17第1項の規定による勧告を受けたものであるとき。

(3) 申請者が、法第19条の17第3項の規定による命令に従わないものであるとき。

(4) (1)～(3)に掲げる場合のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定医療機関として著しく不適当と認めるものであるとき。

第3 その他

- (1) 指定通知書に、次のとおり、都道府県番号(45)2桁、当該指定医療機関の区分記号(指定病院・診療所:M、指定調剤薬局:C、指定訪問看護事業所:V)、受付番号7桁とを組み合わせた指定医療機関番号を記載することとする。
- (2) 指定医療機関の有効期間は、6年を超えない期間とすること。

附 則

- 1 この要領は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、令和3年1月1日から施行する。
- 5 この要領は、令和5年11月1日から施行する。
- 6 この要領は、令和5年11月30日から施行する。
- 7 この要領は、令和7年5月30日から施行し、令和7年6月1日から適用する。

別紙様式 1 - (1)

指定小児慢性特定疾病医療機関 指定申請書（病院・診療所）

保険医療機関	名称	
	所在地	〒
	医療機関コード	
	メールアドレス	
開設者	住所	〒
	職・氏名・名称	
標榜している診療科名		
上記のとおり、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 1 9 条の 9 第 1 項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として指定されたく申請する。 また、同法第 1 9 条の 9 第 2 項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。 年 月 日 開 設 者 住 所 氏 名 又 は 名 称 宮崎県知事 殿		

※添付書類：役員名簿（別紙 1）

※メールアドレスについては、小児慢性特定疾病医療費助成に係る情報提供及び事務連絡に使用します。

(誓約事項)

児童福祉法第 19 条の 9 第 2 項に該当しないことを誓約すること。

1 第 1 号関係

申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第 2 号関係

申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第 12 条の 5 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。）、難病の患者に対する医療等に関する法律、民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第 3 号関係

申請者が、労働に関する法律の規定（①労働基準法第 117 条、第 118 条第 1 項（同法第 6 条及び第 56 条の規定に係る部分に限る。）、第 119 条（同法第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項及び第 37 条の規定に係る部分に限る。）及び第 120 条（同法第 18 条第 7 項及び第 23 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 121 条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 44 条（第 4 項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）、②最低賃金法第 40 条の規定及び同条の規定に係る同法第 42 条の規定、③賃金の支払の確保等に関する法律第 18 条の規定及び同条の規定に係る同法第 20 条の規定）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第 4 号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していない（同号のただし書きに該当する場合を除く。）。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。

5 第 5 号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

6 第 6 号関係

申請者が児童福祉法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

7 第 7 号関係

第 5 号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第 4 号の通知の日前 60 日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

8 第 8 号関係

申請者が、指定の申請前 5 年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第 9 号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する者のあるもの。

10 第 10 号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する。

(別紙 1)

役員名簿

申請者（法人）名（ ）

氏 名	職 名

指定小児慢性特定疾病医療機関 指定申請書 (薬局)

保険薬局	名称	
	所在地	〒
	医療機関コード	
	メールアドレス	
開設者	住所	〒
	職・氏名・名称	

上記のとおり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 9 第 1 項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として指定されたく申請する。

また、同法第 19 条の 9 第 2 項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。

年 月 日

開 設 者
住 所
氏 名 又 は 名 称

宮崎県知事 殿

※添付書類：役員名簿（別紙 1）

※メールアドレスについては、小児慢性特定疾病医療費助成に係る情報提供及び事務連絡に使用します。

(誓約事項)

児童福祉法第 19 条の 9 第 2 項に該当しないことを誓約すること。

1 第 1 号関係

申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第 2 号関係

申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第 12 条の 5 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。）、難病の患者に対する医療等に関する法律、民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第 3 号関係

申請者が、労働に関する法律の規定（①労働基準法第 117 条、第 118 条第 1 項（同法第 6 条及び第 56 条の規定に係る部分に限る。）、第 119 条（同法第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項及び第 37 条の規定に係る部分に限る。）及び第 120 条（同法第 18 条第 7 項及び第 23 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 121 条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 44 条（第 4 項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）、②最低賃金法第 40 条の規定及び同条の規定に係る同法第 42 条の規定、③賃金の支払の確保等に関する法律第 18 条の規定及び同条の規定に係る同法第 20 条の規定）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第 4 号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していない（同号のただし書きに該当する場合を除く。）。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。

5 第 5 号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

6 第 6 号関係

申請者が児童福祉法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

7 第 7 号関係

第 5 号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第 4 号の通知の日前 60 日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

8 第 8 号関係

申請者が、指定の申請前 5 年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第 9 号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する者のあるもの。

10 第 10 号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する。

(別紙1)

役員名簿

申請者（法人）名（ ）

氏 名	職 名

別紙様式 1 - (3)

指定小児慢性特定疾病医療機関 指定申請書（指定訪問看護事業者）

訪問看護ステーション	名 称		
	所在地		〒
	医療機関コード		
	メールアドレス		
指定訪問看護事業者	名 称		
	主たる事務所の所在地		〒
	代 表 者	住 所	〒
		氏 名	
		職 名	
上記のとおり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 9 第 1 項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として指定されたく申請する。 また、同法第 19 条の 9 第 2 項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。 年 月 日 開 設 者 住 所 氏 名 又 は 名 称 宮崎県知事 殿			

※添付書類：役員名簿（氏名・職名）

※メールアドレスについては、小児慢性特定疾病医療費助成に係る情報提供及び事務連絡に使用します。

(誓約事項)

児童福祉法第 19 条の 9 第 2 項に該当しないことを誓約すること。

1 第 1 号関係

申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第 2 号関係

申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第 12 条の 5 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。）、難病の患者に対する医療等に関する法律、民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第 3 号関係

申請者が、労働に関する法律の規定（①労働基準法第 117 条、第 118 条第 1 項（同法第 6 条及び第 56 条の規定に係る部分に限る。）、第 119 条（同法第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項及び第 37 条の規定に係る部分に限る。）及び第 120 条（同法第 18 条第 7 項及び第 23 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 121 条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 44 条（第 4 項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）、②最低賃金法第 40 条の規定及び同条の規定に係る同法第 42 条の規定、③賃金の支払の確保等に関する法律第 18 条の規定及び同条の規定に係る同法第 20 条の規定）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第 4 号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していない（同号のただし書きに該当する場合を除く。）。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。

5 第 5 号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

6 第 6 号関係

申請者が児童福祉法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

7 第 7 号関係

第 5 号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第 4 号の通知の日前 60 日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

8 第 8 号関係

申請者が、指定の申請前 5 年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第 9 号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する者のあるもの。

10 第 10 号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する。

(別紙 1)

役員名簿

申請者（法人）名（ ）

氏 名	職 名

別紙様式 2 - (1)

指定小児慢性特定疾病医療機関 変更届出書 (病院・診療所)

医療機関コード				
変更日		年 月 日		
保険医療機関	名称	☐	変更前	
			変更後	
	所在地	☐	変更前	〒
			変更後	〒
	メールアドレス	☐	変更前	
			変更後	
開設者	住所	☐	変更前	〒
			変更後	〒
	職・氏名・名称	☐	変更前	
			変更後	
役員の氏名又は職名		☐	(別紙 1)	
上記のとおり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 14 の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行う。 年 月 日 開設者 住所 氏名又は名称 宮崎県知事 殿				

変更がある事項に☑を付すること。

(別紙 1)

役員名簿

申請者（法人）名（ ）

変更前		変更後	
氏名	役職	氏名	役職

別紙様式 2 - (2)

指定小児慢性特定疾病医療機関 変更届出書 (薬局)

医療機関コード				
変更日		年 月 日		
保険薬局	名称	☐	変更前	
			変更後	
	所在地	☐	変更前	〒
			変更後	〒
	メールアドレス	☐	変更前	
			変更後	
開設者	住所	☐	変更前	〒
			変更後	〒
	職・氏名・名称	☐	変更前	
			変更後	
役員の氏名又は職名		☐	(別紙 1)	
上記のとおり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 14 の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行う。 年 月 日 開設者 住所 氏名又は名称 宮崎県知事 殿				

変更がある事項に☑を付すること。

(別紙 1)

役員名簿

申請者（法人）名（ ）

変更前		変更後	
氏名	役職	氏名	役職

別紙様式 2 - (3)

指定小児慢性特定疾病医療機関 変更届出書 (指定訪問看護事業者)

医療機関コード					
変更日			年	月 日	
訪問看護 ステーション	名称		☐	変更前	
				変更後	
	所在地		☐	変更前	〒
				変更後	〒
	メールアドレス		☐	変更前	
				変更後	
指定訪問看護 事業者	名称		☐	変更前	
				変更後	
	主たる事務所の 所在地		☐	変更前	〒
				変更後	〒
	代 表 者	住 所	☐	変更前	〒
				変更後	〒
		氏 名	☐	変更前	
				変更後	
	職 名	☐	変更前		
			変更後		
	役員の氏名又は職名		☐	(別紙 1)	

上記のとおり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 14 の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行う。

年 月 日

開 設 者
住 所
氏名又は名称

宮崎県知事 殿

※変更がある事項に☑を付すること。

(別紙 1)

役員名簿

申請者（法人）名（ ）

変更前		変更後	
氏名	役職	氏名	役職

指定小児慢性特定疾病医療機関 更新申請書 (病院・診療所)

保険医療機関	名称	☐	
	所在地	☐	〒
	医療機関コード	☐	
	メールアドレス	☐	
開設者	住所	☐	〒
	職・氏名・名称	☐	
役員の氏名又は職名		☐	(別紙 1)

上記のとおり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 10 第 1 項の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関として指定を更新されたく申請する。

また、同法第 19 条の 9 第 2 項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。

年 月 日

開設者
住所
氏名又は名称

宮崎県知事 殿

※直近の指定の申請（変更届出含む）から変更がある事項に☑を付すること。

(誓約事項)

児童福祉法第 19 条の 9 第 2 項に該当しないことを誓約すること。

1 第 1 号関係

申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第 2 号関係

申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第 12 条の 5 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。）、難病の患者に対する医療等に関する法律、民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第 3 号関係

申請者が、労働に関する法律の規定（①労働基準法第 117 条、第 118 条第 1 項（同法第 6 条及び第 56 条の規定に係る部分に限る。）、第 119 条（同法第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項及び第 37 条の規定に係る部分に限る。）及び第 120 条（同法第 18 条第 7 項及び第 23 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 121 条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 44 条（第 4 項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）、②最低賃金法第 40 条の規定及び同条の規定に係る同法第 42 条の規定、③賃金の支払の確保等に関する法律第 18 条の規定及び同条の規定に係る同法第 20 条の規定）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第 4 号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していない（同号のただし書きに該当する場合を除く。）。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。

5 第 5 号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

6 第 6 号関係

申請者が児童福祉法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

7 第 7 号関係

第 5 号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第 4 号の通知の日前 60 日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

8 第 8 号関係

申請者が、指定の申請前 5 年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第 9 号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する者のあるもの。

10 第 10 号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する。

(別紙1)

役員名簿

申請者（法人）名（ ）

氏 名	職 名

指定小児慢性特定疾病医療機関 更新申請書 (薬局)

保険薬局	名称	☐	
	所在地	☐	〒
	医療機関コード	☐	
	メールアドレス	☐	
開設者	住所	☐	〒
	職・氏名・名称	☐	
役員の氏名又は職名		☐	(別紙 1)

上記のとおり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 10 第 1 項の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関として指定を更新されたく申請する。

また、同法第 19 条の 9 第 2 項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。

年 月 日

開設者
住所
氏名又は名称

宮崎県知事 殿

※直近の指定の申請（変更届出含む）から変更がある事項に☑を付すること。

(誓約事項)

児童福祉法第 19 条の 9 第 2 項に該当しないことを誓約すること。

1 第 1 号関係

申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第 2 号関係

申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第 12 条の 5 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。）、難病の患者に対する医療等に関する法律、民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第 3 号関係

申請者が、労働に関する法律の規定（①労働基準法第 117 条、第 118 条第 1 項（同法第 6 条及び第 56 条の規定に係る部分に限る。）、第 119 条（同法第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項及び第 37 条の規定に係る部分に限る。）及び第 120 条（同法第 18 条第 7 項及び第 23 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 121 条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 44 条（第 4 項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）、②最低賃金法第 40 条の規定及び同条の規定に係る同法第 42 条の規定、③賃金の支払の確保等に関する法律第 18 条の規定及び同条の規定に係る同法第 20 条の規定）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第 4 号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していない（同号のただし書きに該当する場合を除く。）。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。

5 第 5 号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

6 第 6 号関係

申請者が児童福祉法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

7 第 7 号関係

第 5 号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第 4 号の通知の日前 60 日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

8 第 8 号関係

申請者が、指定の申請前 5 年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第 9 号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する者のあるもの。

10 第 10 号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する。

(別紙1)

役員名簿

申請者（法人）名（ ）

氏 名	職 名

指定小児慢性特定疾病医療機関 更新届出書（指定訪問看護事業者）

訪問看護ステーション	名称		☐	
	所在地		☐	〒
	医療機関コード		☐	
	メールアドレス		☐	
指定訪問看護事業者	名称		☐	
	主たる事務所の所在地		☐	〒
	代表者	住 所	☐	〒
		氏 名	☐	
		職 名	☐	
	役員の氏名又は職名		☐	(別紙 1)
上記のとおり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 10 第 1 項の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関として指定を更新されたく申請する。 また、同法第 19 条の 9 第 2 項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。 年 月 日 開 設 者 住 所 氏 名 又 は 名 称 宮崎県知事 殿				

※直近の指定の申請（変更届出含む）から変更がある事項に☑を付すること。

※添付書類：役員名簿（氏名・職名）

(誓約事項)

児童福祉法第 19 条の 9 第 2 項に該当しないことを誓約すること。

1 第 1 号関係

申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第 2 号関係

申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第 12 条の 5 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。）、難病の患者に対する医療等に関する法律、民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第 3 号関係

申請者が、労働に関する法律の規定（①労働基準法第 117 条、第 118 条第 1 項（同法第 6 条及び第 56 条の規定に係る部分に限る。）、第 119 条（同法第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項及び第 37 条の規定に係る部分に限る。）及び第 120 条（同法第 18 条第 7 項及び第 23 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 121 条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 44 条（第 4 項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）、②最低賃金法第 40 条の規定及び同条の規定に係る同法第 42 条の規定、③賃金の支払の確保等に関する法律第 18 条の規定及び同条の規定に係る同法第 20 条の規定）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第 4 号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していない（同号のただし書きに該当する場合を除く。）。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。

5 第 5 号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

6 第 6 号関係

申請者が児童福祉法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

7 第 7 号関係

第 5 号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第 4 号の通知の日前 60 日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

8 第 8 号関係

申請者が、指定の申請前 5 年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第 9 号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する者のあるもの。

10 第 10 号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する。

(別紙 1)

役員名簿

申請者（法人）名（ ）

氏 名	職 名

別紙様式 4－（１）
（指定医療機関の指定）

番 号
年 月 日

医療機関
指定訪問看護事業者 殿

宮崎県知事

小児慢性特定疾病指定医療機関の指定について

児童福祉法第 19 条の 9 第 1 項に規定する医療機関として指定する。

指定番号：

指定期間：

医療機関所在地：

別紙様式 4 - (2)

(指定医療機関の指定をしないこととした場合)

番 号
年 月 日

医療機関

指定訪問看護事業者 殿

宮崎県知事

児童福祉法第 19 条の 9 第 1 項の規定による
指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について

標記に関し、 年 月 日付けの指定の申請については、申請内容を審査した結果、指定しないこととしたので了知されたい。

名 称	所 在 地

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に限り、宮崎県知事を被告として（訴訟において都道府県（又は市）を代表する者は都道府県知事（又は市長）となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別紙様式 5 - (1)
(指定医療機関の更新)

番 号
年 月 日

医療機関
指定訪問看護事業者 殿

宮崎県知事

児童福祉法第 19 条の 10 第 1 項の規定による
指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新について

標記に関し、 年 月 日付けの更新の申請について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 19 条の 10 第 1 項の規定により、 年 月 日付けをもって指定医療機関の指定を更新する。

なお、この更新に当たっては、次の条件を付して次表のとおり承認されたものであるから了知されたい。

- 1 指定医療機関の名称、所在地等法第 19 条の 14 及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 7 条の 34 に規定される内容に変更があった場合には、速やかに届け出ること。
- 2 法第 19 条の 10 第 1 項の規定に基づき、 年 月 日までに指定の更新を受けること。
- 3 指定小児慢性特定疾病医療機関療養担当規程（平成 26 年厚生労働省告示第 466 号）により小児慢性特定疾病医療支援の適正な実施に努めること。

指 定 番 号	名 称	所 在 地

別紙様式 5 - (2)

(指定医療機関の指定を更新しないこととした場合)

番 号
年 月 日

医療機関
指定訪問看護事業者 殿

宮崎県知事

児童福祉法第 19 条の 10 第 1 項の規定による
指定小児慢性特定疾病医療機関の更新について

年 月 日第 号をもって申請のあった標記については、申請内容を審査した結果、指定を更新しないこととしたので了知されたい。

名 称	理 由

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に限り、宮崎県知事を被告として（訴訟において都道府県（又は市）を代表する者は都道府県知事（又は市長）となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。